

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。
協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。
技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。
なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の一般競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（行政機関との災害協定の有無）」の項目に加算評価されます。また、当該協定に基づく災害活動等（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害活動実績の有無）」の項目についても加算評価されます。

平成28年6月10日

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所長 稲垣 孝

記

1. 協定の概要

- (1) 名 称 災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理または工事中の道路施設等が地震・大雨・大雪などの異常な自然現象、予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内 容 協定書(案)（別紙－1）及び協定締結区間図（別紙－2）のとおり
- (4) 期 間 平成28年8月1日から平成31年7月31日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成27・28年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該經常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。)
- (5) 平成13年4月1日以降に、埼玉県内で元請けまたは下請けとして完成・引渡しが完了した道路工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかの施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 本協定に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (7) 經常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してから
の営業年数が3年以上あること。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
<p>1) 工事の施工実績</p> <p>【様式－1】</p>	<p>① 平成13年4月1日以降に埼玉県内で元請けまたは下請けとして完成・引渡しが完了した道路工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事の施工実績のうち代表的なもの(工事規模の大きなもの)を次の優先順位に基づき1件記載すること。</p> <p>なお、優良工事表彰・優良下請け表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。)を受けている工事を申請する場合は、表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日が確認できるものを添付すること。</p> <p>記載する優先順位</p> <p>1→国土交通省、他省庁発注工事又は特殊法人等の発注工事で優良工事表彰・優良下請け表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。)を受けている工事。</p> <p>2→特殊法人等発注工事 ※ここでいう特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。</p> <p>3→埼玉県発注工事で優良工事表彰・優良下請け表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。)を受けている工事。</p> <p>4→埼玉県又は埼玉県内市町村その他発注工事</p> <p>②－1 元請けの場合 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等の他、工事概要を記載すること。</p> <p>②－2 下請けの場合 施工実績は、元請けの工事名、発注機関名、施工場所、下請けとしての契約金額、工期、受注形態等、工事概要を記載する</p>

	<p>他、元請け者への発注者が確認できる、施工体制台帳・請け書等の資料を添付すること。 ただし、優良下請け表彰等で確認できる場合は、表彰状の写しを添付すれば良い。</p> <p>③ 元請けの場合の施工実績は、可能な限り、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている工事から選定すること。</p> <p>④ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>⑤ 経常建設共同企業体にあたっては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。</p> <p>⑥ 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。</p> <p>⑦ 記載様式は、様式-1とする。</p> <p>⑧ 施工実績として記載した工事に係るCORINSの写しを提出すること。(登録されていない場合は、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる契約書又は請け書の写しの提出に代える。工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)</p>
<p>2) 協定締結希望区間と希望理由</p> <p>【様式-2】</p>	<p>① 協定締結の実施希望区間(複数可とし希望順に区間番号を記載)を協定締結区間図(別紙-2)を参考にして区間番号等を記載すること。</p> <p>② 実施希望区間へ出勤するための参集場所*を選定し、上記①までの移動距離を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式-2とする。</p> <p>④ 上記の様式-2で記載した参集場所の位置を別図(技術資料補足図面)に図示すること。</p> <p>※参集場所は、自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定すること。 ※参集場所は協定期間中継続的に確保できるものに限る。 ※参集場所が複数ある場合は代表箇所を1箇所定めること。 ※上記②の参集場所から希望区間までの移動距離は、公道を用いた最短距離を記入すること。</p>
<p>3) 他機関との災害応急対策業務に関する協定又は契約の締結状況</p> <p>【様式-3】</p>	<p>① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載すること。</p> <p>② 締結している場合(締結手続き中も含む)は、協定又は契約別、名称、機関名並びに協定期間を記載すること。 なお、複数締結している場合は、全てを記載すること。</p>

	<p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても北首都国道事務所へ協力することができる理由を記載すること。また、協力要請が重複した場合の各機関への協力の優先順位を記載すること。</p> <p>④ 記載様式は様式－３とする。</p> <p>⑤ 記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。</p>
<p>4) 災害時に使用可能な建設資機材の保有・備蓄状況</p> <p>※「災害時」とは、埼玉県南部に震度６弱以上（東京２３区で震度５強以上）の地震発生を想定。</p> <p>【様式－４】</p>	<p>① 災害時に確保可能な建設資機材の保有・備蓄状況を記載すること。</p> <p>② 建設機械の記載は、自社、協力会社及びリース会社で所有または手配可能な建設機械とする。 ただし、所有または手配可能な建設機械については、災害時に必ず確保できることを条件とするので注意されたい。</p> <p>③ 記載内容は、建設機械ごとに名称、規格、数量、所有者（自社・協力会社・リース会社の別）、保管場所、他機関との協定との重複状況を記載すること。また、機材の所有を証明する資料（車検証、自主点検表など）の写しを添付すること。</p> <p>④ 資材の記載は、名称、規格、数量を記入し、資材置き場については、主な置き場所を記入すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式－４とする。</p> <p>⑥ 上記③、④の保管場所を別図（技術資料補足図面）に図示すること。</p> <p>※災害時に建設機械が北首都国道事務所へ手配可能な理由を記載すること。（様式は自由、A４版）</p>
<p>5) 災害時に出勤可能な技術者、作業員、オペレーター及び参集場所の状況</p> <p>【様式－５】</p>	<p>① 災害時に出勤可能な技術者（土木施工管理技士（１級・２級）・技術士等の資格を保有し監督が出来る者）、作業員の出勤体制、参集時間並びに参集場所を記載すること。</p> <p>② 記載する対象は、自社及び協力会社の技術者、作業員、オペレーターとする。</p> <p>③ 記載内容は、上記対象者ごとの出勤可能人数及び各自の参集時間を記入するが、協定締結期間中、災害時に最優先で北首都国道事務所の災害応急対策業務に対応可能な人数を記載すること。また、出勤可能人数のうち、他機関協定と重複登録している人数を記入すること。 なお、参集手段・時間、参集場所、参集距離の算出は、下記のとおりとする。 【参集手段】 公共交通機関及び車の利用は不可とし、徒歩または自転車による参集と想定する。 【参集場所】 自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定すること。</p>

【参集距離】

自宅から参集場所までを直線距離で算出する。

【参集時間】

徒歩の場合は2 km/h、自転車の場合は、5 km/hとする。

(参集時間＝直線距離÷徒歩または自転車)

- ④ 平日及び夜間・休日において北首都国道事務所の協力要請時に出勤可能な人員を確保できる理由を記載すること。
(様式は自由、A4版)
- ⑤ 記載様式は様式-5とする。
- ⑥ 上記①の参集場所を別図(技術資料補足図面)に図示すること。

※担当工区の決定にあたり、3.2)で選定した代表箇所以外の参集場所も参考とするため、全ての参集場所の位置番号を様式-5及び別図(技術資料補足図面)に図示すること。

(2) 技術資料の提出

① 技術資料の提出のために必要な資料の交付期間及び入手方法

- ・ 交付期間：平成28年6月10日(金)から平成28年7月4日(月)まで
- ・ 入手方法：北首都国道事務所HPからのダウンロードにより、資料1式(公募文、協定書(案)(別紙-1)、協定締結区間図(別紙-2)、表紙・様式-1～様式-5・別図「技術資料補足図面」)を入手。

※北首都国道事務所HPアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/>

② 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効)、若しくは電子メールによること。(電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認してください。)

- ・ 受付期間：平成28年6月10日(金)から平成28年7月4日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から17時15分まで。
- ・ 受付場所：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課(担当：鶴巻)

〒340-0044 埼玉県草加市花栗3-24-15

TEL 048-941-4610(管理課直通)

FAX 048-942-8193(管理課直通)

電子メール tsurumaki-t8310@mlit.go.jp

③ 提出資料は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。(頁の記載例：1/〇〇～〇〇/〇〇)

④ 提出資料と合わせて入力データを電子媒体(CD)又は電子メールで提出すること。

1) 申請書類のファイル形式は、以下によること。

- ・ Microsoft Excel (Excel2010形式以下のもの)
- ・ Adobe Reader PDFファイル

- 2) 提出資料は、全てを一つのデータにまとめ、契約書印等があるものはや図面等については、スキャナ等で読み込みPDFファイル化もしくは本文に貼り付け、容量が10MB以内(電子メールは5MB以内)とすること。表紙・様式-1～様式-5・別図「技術資料補足図面」については、①でダウンロードしたデータ(エクセルファイル)とすること。その他添付資料はPDFファイルとすること。なお、圧縮することにより10MB(電子メールは5MB)に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査事項及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	選定の着目点
1) 工事の施工実績	① 平成13年4月1日以降に埼玉県内で元請けまたは下請けとして完成・引渡し完了した道路工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事の施工実績の発注機関を審査することとし、3.(1).1)に記す優先順位に基づき優位とする。 ② 上記工事の表彰の有無、契約金額から判断し、表彰があり契約金額の高いものを優位とする。 ③ 工事实績が無い場合は協定を締結しない。
2) 協定締結希望区間の希望理由	① 希望理由を参考に協定区間を選定する。 なお、協定を締結する担当区間は、希望理由のほか、他の審査項目の内容を勘案し決定する。 ② 参集場所から実施希望区間までの距離を審査する。
3) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況	① 協定または契約の締結合数を審査する。 ② 他機関からの協力要請と重複した場合における当事務所に協力するための体制を審査する。
4) 災害時に使用可能な建設資機材の状況	① 災害時に確保可能な建設資機材（自社、協力会社、建設機械においてはリース会社含む）について、各種機械類毎の合計台数、各種資材の数量、自社保有率を審査する。 ② 災害時に当事務所用に確保可能な理由を審査する。
5) 災害時に出勤可能な技術者、作業員、オペレーター及び参集場所の状況	① 技術者、作業員、オペレーターの出勤可能人員（自社、協力会社を含む）について、出勤するために参集する人員数、技術者、作業員、オペレーターの構成、参集時間並びに自社比率を審査する ② 災害時に当事務所に出勤可能な人員の確保体制（特に平日夜間・休日の出勤体制）を審査する。

5. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に下記の技術審査の各項目を総合的に判断し選定するものである。

なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。

また、北首都国道事務所の災害応急対策業務に対する優先度が低い場合には、協定を締結しない場合がある。

(技術審査項目)

- 1) 工事の施工実績
- 2) 協定締結希望区間の希望理由
- 3) 他機関との災害応急対策に関する協定または契約の締結状況

- 4) 災害時に使用可能な建設資機材の状況
- 5) 災害時に出勤可能な技術者、作業員、オペレーター及び参集場所の状況
- ② 協定を締結する担当区間は、技術審査項目2)の希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定するものである。
 なお、希望区間とならない場合、複数区間を担当する場合並びに1つの区間に対し複数社が担当する場合がある。
 また、必要により、協定の区間割りや区間延長を変更する場合がある。
- ③ 提出した技術資料についてヒアリングを行う場合がある。その場合は別途日時等について連絡を行う。(平成28年7月中旬予定)
- (2) 協定締結者への通知
 - ① 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定したものは、書面により北首都国道事務所長から通知をする。
 - ② 通知は、平成28年7月19日(火)の発送予定とする。

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由(非選定理由)を書面により北首都国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、北首都国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・ 受付窓口：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課(担当：鶴巻)
 〒340-0044 埼玉県草加市花栗 3-24-15
 TEL 048-941-4610(管理課直通)
 - ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から17時15分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確・丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
 ただし、北首都国道事務所と「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結した会社については、首都直下地震道路啓開計画等の策定のために様式-4(建設資機材の保有・備蓄状況)、様式-5(技術者、作業員、オペレーター及び参集場所の状況)及び添付図については、関東地方整備局並びに関係事務所に対して必要に応じて情報提供する。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、その事実が協定締結後に発覚した場合には、協定締結日にさかのぼって協定締結を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的に使用しない。
- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、協定内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・ 問い合わせ先：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課(担当：鶴巻)
 〒340-0044 埼玉県草加市花栗 3-24-15
 TEL 048-941-4610(管理課直通)

8. その他

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の一般競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（行政機関との災害協定の有無）」の項目に加算評価される。また、当該協定に基づく災害活動等（防災訓練を除く）を行うと「地域への貢献（災害活動実績の有無）」の項目についても加算評価されるものである。

※詳しくは、関東地方整備局ホームページ（ホーム > 技術情報 > 公共工事の品質確保）参照
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000006.html>

災害時における災害応急対策業務に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は災害時または災害の恐れがある場合における北首都国道事務所所管施設等の「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条 目的

本協定は、甲が管理または工事中の道路施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪などの異常な自然現象、予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、「災害応急対策業務」及び「除雪作業」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第２条 実施区間

実施区間は、別紙－２で示す国道２９８号（副道含む）とする。

- 災害等の状況により、必要な場合には、甲は乙に対し上記に規定する「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の上記実施区間以外に出動を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。

第３条 協力要請

甲は、所管施設に災害が発生または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の協力を要請することができるものとする。

また、災害応急対策業務を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

なお、乙は災害応急対策業務以外において、実施区間にかぎらず、北首都国道事務所所管施設に異常を発見した場合には、甲に報告などの協力を行うものとする。

第４条 実施体制の報告

乙は、災害時に備え、あらかじめ「災害対策業務」及び「除雪作業」の実施に必要な人員体制並びに建設資機材の数量等を把握し、甲へ別途指定する書面により定期的（６ヶ月程度）に報告するものとする。

- 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は甲の要請があった場

合は、保有状況を速やかに、甲に書面により報告するものとする。

- 3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、1項、2項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

第5条 建設資機材等の情報共有・提供

甲及び乙は、お互いの建設資機材の数量等について情報共有し、それぞれから要請があった場合、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等の提供をするものとする。

第6条 「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の内容

甲が、乙に対し要請を行う主な内容は以下の通りである。

(災害応急対策業務)

① 緊急点検（パトロール）

災害が発生または発生が予想される場合に緊急点検を実施し、橋梁などの重要施設の被害状況、沿道家屋及び高木、電柱などの倒壊や放置車両による道路閉塞状況、渋滞、液状化等の事象を把握し、事象毎に報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および危険箇所の注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

なお、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

③ 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道家屋及び高木、電柱などの障害物の除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、災害対策基本法第76条の6に基づく路上放置車両の移動並びに冠水時の排水処理等を実施する。

なお、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

④ 応急調査

道路施設の損傷箇所において、応急復旧に向けた補修や補強の検討のため情報収集・調査を行うものとする。

⑤ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処

理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

なお、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

⑥ 防災訓練

甲乙間の情報連絡訓練、甲が保有する災害対策用機器等の操作訓練等を行うものとする。

⑦ その他

上記の他、甲が災害応急対策業務に関する具体的な要請を行った場合、乙は要請内容に基づき活動を実施する。

(除雪作業)

① 国道298号の本線、側道、歩道及び横断歩道橋等の除雪、排雪及び凍結防止剤の散布等を行うものとする。

第7条 出動要請

甲は、乙に対して第3条に基づき、「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。但し緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。

2 乙は、要請の受諾をする場合、速やかにその意思を書面にて甲へ提示するものとする。但し、緊急かつやむを得ない状況によりこれを行えない場合、電話等により受諾の意思を甲に知らせるものとする。なおこの場合、甲からの書面の提示をもって速やかに書面による受諾の意思を甲に示さなければならない。

3 乙は、出動要請を受けた場合、直ちに出動し「災害応急対策業務」及び「除雪作業」を実施するとともに、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

第8条 みなし出動要請

第6条①の緊急点検は、気象庁発表の震度情報により、第2条に基づく協定区間にかかる市・区において、震度6弱以上（東京23区内で震度5強以上）の震度を確認した場合、かつ甲乙間の通信連絡が不能である場合に、甲からの要請があったものとみなして、乙は、出動するものとする。

2 この場合乙は、前項に示す業務と平行して、甲との連絡体制を確保するために必要な処置を講じ、連絡体制が確保されたのち速やかに、書面に

より要請を受けたと見なした事実、ならびに要請の受諾に関する意思を甲に報告するものとする。

また、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

- 3 第1項の緊急点検により乙が被害状況を把握しているにもかかわらず、甲乙間の通信状況の改善が見られない場合や甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により必要な応急対策業務（緊急点検、緊急措置、道路啓開）を段階的に実施するものとする。

第9条 契約の締結

甲は、第7条に基づき、乙に出動要請（第8条含む）した時は、「災害応急対策業務」、「除雪」に関して、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第10条 甲乙間の連絡窓口

甲乙間の連絡窓口（災害時における社内の体制について把握・指示し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。

- 2 甲乙間の連絡窓口（氏名、役職、平日昼夜・休日の連絡先（携帯電話、メール等））は、甲乙間で別途指定する連絡表にて共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

第11条 「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の指示

（災害応急対策業務）

- ① 直接の指示は、当該実施区間を担当する戸田維持出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第8条による甲の出動要請が不可能な場合は、乙の判断により必要な応急対策業務（緊急点検、緊急措置、道路啓開）を段階的に実施するものとする。

- ② 前項のただし書きにおいて、甲との連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲へ報告するものとする。

（除雪作業）

- ① 直接の指示は、当該実施区間を担当する出張所長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

第12条 「災害応急対策業務」及び「除雪作業」中の報告

（災害応急対策業務）

- ① 乙は、第7条に基づく出動要請を受諾した場合、直ちに出勤し出張所長の指示に従い業務に着手するものとする。

② 乙の現場責任者は、出勤及び業務開始時刻を出張所長へ電話、メール等で報告するものとする。但し、通信連絡が不能である場合は、出張所長と連絡が可能になった時点で速やかに報告するものとする。

③ 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく業務開始時刻・終了予定時刻、人員体制及び手配可能な建設資機材等を出張所長へ電話、メール等で報告するものとする。

但し、通信連絡が不能である場合は、出張所長と連絡が可能になった時点で速やかに報告するものとする。

④ 緊急点検については、参集場所から協定区間までの被害状況・交通状況、緊急点検実施区間、橋梁などの重要施設の被害状況・発見時刻、また徒歩等による実施か否かなどについて、電話、メール等にて出張所長へ報告するものとする。

但し、通信連絡が不能である場合は、出張所長と連絡が可能になった時点で速やかに報告するものとする。

⑤ 業務中、第三者に損害を及ぼした時、または建設資機材等に損害が生じた時は、直ちに電話、メール等を出張所長へ報告するものとする。

(除雪作業)

① 乙は、第7条に基づく出勤要請を受諾した場合、直ちに出勤し出張所長の指示に従い業務に着手するものとする。

② 乙の現場責任者は、出勤及び業務開始時刻及び使用建設資機材を出張所長へ電話、メール等で報告するものとする。

③ 作業中、第三者に損害を及ぼした時、または建設資機材等に損害が生じた時は、直ちに電話、メール等を出張所長へ報告するものとする。

第13条 「災害応急対策業務」及び「除雪作業」完了の報告

乙は、「災害応急対策業務」及び「除雪作業」が完了した時は、直ちにその旨を電話、メール等にて出張所長へ報告するものとする。

但し、通信連絡が不能である場合は、出張所長と連絡が可能になった時点で、速やかに報告するものとする。

第14条 実施報告

乙または現場責任者は、「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の完了後、開始時間・終了時間及び人員体制・使用した建設資機材等の内訳について書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

第15条 安全の確保

乙は、「災害応急対策業務」及び「除雪作業」にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、作業員の安全確保に努めなければならないものとする。

第16条 費用の請求

乙は、「災害応急対策業務」（防災訓練を除く）及び「除雪作業」の完了後、当該業務・作業に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

第17条 費用の支払い

甲は、第16条の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

第18条 損害の負担

「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2. 「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした時、または建設資機材等に損害が生じた時は、乙は、その事実を直ちに出張所長へ電話、メール等にて報告するとともに遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

第19条 「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の特例

甲は、乙に対して、災害等による被災の状況によっては、第6条で規定する「災害応急対策業務」及び「除雪作業」の内容以外及び第2条で規定する区間以外についても「災害応急対策業務」及び「除雪作業」を行わせることができるものとする。

第20条 首都直下地震対応

当事務所は、東京23区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、国道4号（草加市新善町交差点～日本橋）を緊急点検（パトロール）及び道路啓開を実施する責任啓開事務所となっている。本協定締結後、締結がなされた乙の中から人員体制、参集場所の状況を審査した上で、甲乙にて協議を行い、首都直下地震時においては、第2条で規定する区間より優先して国道4号（草加市新善町交差点～日本橋）の緊急点検（パトロール）及び道路啓開を実施

する旨の覚書を取り交わすものとする。

第21条 身分証明書の発行

災害対策基本法に基づく「災害応急対策業務」及び「除雪作業」を行う場合は、乙は甲若しくは甲の上部機関である関東地方整備局が発行する「身分証明書」を携行するものとし、必要に応じてこれを提示するものとする。

第22条 緊急通行車両

本協定締結後、乙は本協定に基づき甲に対して乙が保有している緊急通行車両として登録可能な車両を事前に届け出をするものとする。

第23条 有効期限

この契約の有効期限は、平成28年8月1日から平成31年7月31日までとする。

第24条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ 協定を解約することができるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報もしくは会社更生法・民事再生法の申請等があった場合または協定の履行にあたり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第25条 その他

この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

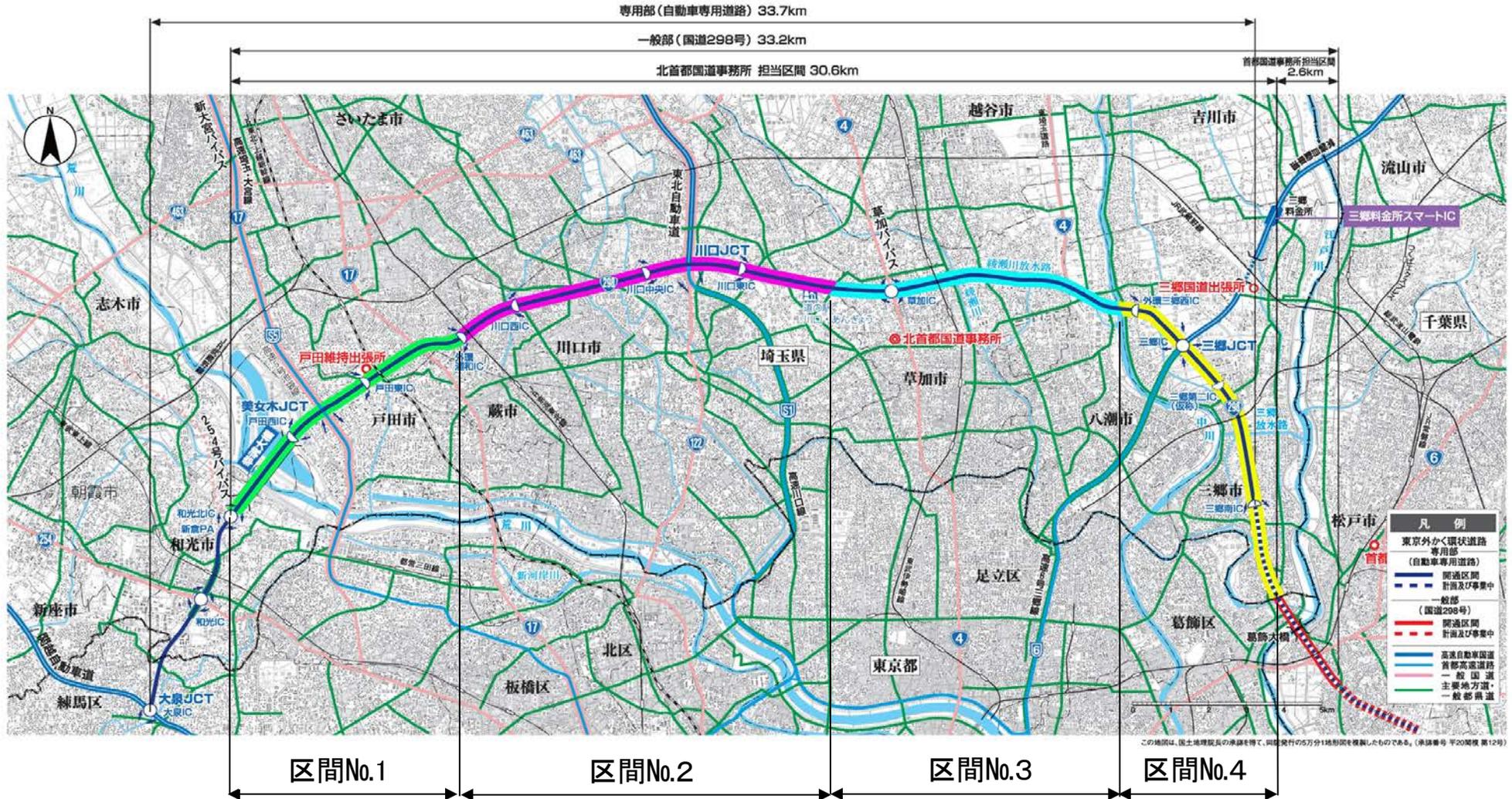
平成 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
北首都国道事務所長 稲垣 孝 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 印

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結区間図

別紙-2



路線	番号	担当区間	距離	Kp	凡例
R298	1	和光市新倉向田～さいたま市南区文蔵五丁目	6.52	0.00 ~ 6.52	緑
	2	川口市芝富士二丁目～川口市安行吉蔵中道東	9.06	6.52 ~ 15.58	ピンク

路線	番号	担当区間	距離	Kp	凡例
R298	3	草加市原町三丁目～八潮市大字八條字堤外	6.67	15.58 ~ 22.25	水色
	4	三郷市天神一丁目～三郷市高州四丁目	8.32	22.25 ~ 30.57	黄

この地図は、国土地理院の承諾を得て、国庫発行の5万分1地形図を複製したものである。(承諾番号 平20第復 第12号)